

様式集 新旧対照表

新（修正後） 令和3年5月24日	旧（修正前）
<p>様式 3-3-1 配置予定技術者調書（事業総括責任者）</p> <p>※注意点</p> <p>1 配置する予定の技術者を記載してください。</p> <p>2 当該技術者は、直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用されていない必要があります。</p> <p>3 <u>入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。（写し）</u></p> <p>①入札参加申請を行った日において直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し</p> <p>※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。</p> <p>4 提出にあたっては、<u>必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。</u></p>	<p>様式 3-3-1 配置予定技術者調書（事業総括責任者）</p> <p>※注意点</p> <p>1 配置する予定の技術者を記載してください。</p> <p>2 他工事に従事している者、建設業法に規定する営業所の専任の技術者に配置されている者は、本事業の専任の技術者として配置できません。本様式提出時点において、他工事に従事している者、建設業法に規定する営業所の専任の技術者に配置されている者を記載する場合には、専任の技術者として配置できることが証明できる書類（コリンズで確認できない場合には、従事している工事の工程表等）を合わせて提出してください。</p> <p>3 当該技術者は、直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用されていない必要があります。</p> <p>4 <u>入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。（写し）</u></p> <p>①入札参加申請を行った日において直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し</p> <p>※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。</p> <p>5 提出にあたっては、<u>必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。</u></p>

様式集 新旧対照表

新（修正後） 令和3年5月24日	旧（修正前）
<p>様式 3-3-3 配置予定技術者調書（設計業務総括責任者）</p> <p>※注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置する予定の技術者を記載してください。 2 当該技術者は、直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用されていなければなりません。 3 <u>入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。（写し）</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 以下に示すいずれかの資格を有する者であることが証明できる書類 <ol style="list-style-type: none"> a. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」とするものに限る。）、機械部門、又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門（「水質管理」若しくは「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」）、又は機械部門に係るものに限る。）である者 b. aと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 (2) 入札参加申請を行った日において直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。 4 提出にあたっては、<u>必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。</u> 	<p>様式 3-3-3 配置予定技術者調書（設計業務総括責任者）</p> <p>※注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置する予定の技術者を記載してください。 2 他工事に従事している者、建設業法に規定する営業所の専任の技術者に配置されている者は、本事業の専任の技術者として配置できません。本様式提出時点において、他工事に従事している者、建設業法に規定する営業所の専任の技術者に配置されている者を記載する場合には、専任の技術者として配置できることが証明できる書類（コリンズで確認できない場合には、従事している工事の工程表等）を合わせて提出してください。 3 当該技術者は、直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用されていなければなりません。 4 <u>入札参加者は、配置技術者の照合が可能な次の書類を提出してください。（写し）</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 以下に示すいずれかの資格を有する者であることが証明できる書類 <ol style="list-style-type: none"> a. 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士のうち、その登録を受けた技術部門が上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」とするものに限る。）、機械部門、又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの又は衛生工学部門（「水質管理」若しくは「廃棄物管理（廃棄物・資源循環）」）、又は機械部門に係るものに限る。）である者 b. aと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 (2) 入札参加申請を行った日において直接（発注概要書で3ヶ月以上の雇用を求めている場合は、入札参加申請を行った日において3ヶ月以上）雇用関係にある者であることが確認できる会社名が記載された健康保険被保険者証等の写し ※健康保険被保険者証等とは、健康保険被保険者証のほか健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書のうちいずれかの書類とする。 5 提出にあたっては、<u>必ず日付を記載してください。提出後の、修正及び再提出は認めません。</u>

様式集 新旧対照表

新（修正後）		令和3年5月24日	旧（修正前）	
様式 3-4 建設業務総括責任者の専任性の確認調書			様式 3-4 建設業務総括責任者の専任性の確認調書	
業務名称	大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 包括管理事業		工事名称	
落札金額（税込み）	¥		落札金額（税込み）	¥
経營業務の 管理責任者の氏名			経營業務の 管理責任者の氏名	
営業所における 専任技術者の氏名			営業所における 専任技術者の氏名	
当該工事現場に配置する 技術者の氏名			当該工事現場に配置する 技術者の氏名	